第二十条　（略）

（適合施設の確認）

第二十一条　法第十七条第一項の主務大臣、都道府県知事等及び登録認定機関は、同条第四項の規定による確認をするときは、当該適合施設が第十六条第二項、第十八条第一項又は前条第一項の要件に適合することを審査するものとする。

2～4　（略）

（適合施設の認定等の報告）

第二十二条　法第十七条第六項（法第五十三条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、法第十七条第一項の主務大臣が定める様式を用いて、一月以内に当該主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定による提出を登録認定機関が行う場合にあっては、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して行うものとする。

（適合施設の認定手数料）

第二十三条　令第四条の主務省令で定める額は、次の各号に掲げる施設認定農林水産物等の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

一　法第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国に輸出される農産物、畜産物、水産物又は飼料　二万九百円

二　（略）

（登録発行機関の登録の申請）

第二十四条　法第十八条第一項の登録（第二十七条及び第二十九条において単に「登録」という。）の申請は、同項の主務大臣が定める申請書に、当該主務大臣が定める書類を添え、手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、当該主務大臣に提出して行うものとする。

（削る。）

2　（略）

（登録発行機関の登録の区分）

第二十五条　法第十八条第一項の主務省令で定める区分は、次の各号に掲げる輸出証明書の区分とする。

一　農産物に係る衛生証明書

二　畜産物に係る衛生証明書

第十八条　（略）

（適合施設の確認）

第十九条　法第十七条第一項の主務大臣、都道府県知事等及び登録認定機関は、同条第四項の規定による確認をするときは、当該適合施設が第十四条第二項、第十六条第一項又は第十八条第一項の要件に適合することを審査するものとする。

2～4　（略）

（適合施設の認定等の報告）

第二十条　法第十七条第六項（法第三十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、法第十七条第一項の主務大臣が定める様式を用いて、一月以内に当該主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定による提出を登録認定機関が行う場合にあっては、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（第二十二条第三項及び第三十条第二項において「センター」という。）を経由して行うものとする。

（適合施設の認定手数料）

第二十一条　令第四条の主務省令で定める額は、次の各号に掲げる施設認定農林水産物等の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

一　タイに輸出される農産物、アメリカ合衆国、アルゼンチン、欧州連合の構成国、オーストラリア、カナダ、シンガポール、タイ、台湾、中華人民共和国、ブラジル若しくは香港に輸出される畜産物、アメリカ合衆国、欧州連合の構成国若しくは中華人民共和国に輸出される水産物又は英国若しくは欧州連合の構成国に輸出される飼料　二万九百円

二　（略）

（登録認定機関の登録の申請）

第二十二条　法第十八条第一項の登録（以下単に「登録」という。）の申請は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一　登録認定機関として行う登録に係る業務の内容が次のいずれかに該当すること。

イ　法第十七条第三項の認定及び同条第四項の確認を行うものであること。

ロ　法第十七条第三項の認定及び同条第四項の確認（農林水産物又は食品に関する残留物質の検査その他の必要な検査（ハにおいて「残留物質等検査」という。）を伴うものを除く。）を行うものであること。

ハ　法第十七条第四項の確認（残留物質等検査に関するものに限る。）を行うものであること。

二　登録認定機関として行う登録に係る業務の対象が、第十三条各号に掲げるもののいずれか一の農林水産物又は食品の全部又は一部であること。

2　登録の申請は、法第十八条第一項の主務大臣が定める申請書に、当該主務大臣が定める書類を添え、手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、当該主務大臣に提出して行うものとする。

3　（略）

（新設）